

審査基準・処分基準

許認可等の名称	保有個人情報の利用停止請求に対する決定
<p>◎法令の定め</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）</p> <p>法第 101 条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>(適用除外)</p> <p>法第 124 条 第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p> <p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>	
<p>◎審査基準の内容</p> <p>第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	
<p>個人情報の保護に関する法律等の解釈及び運用基準（抜粋）</p> <p>6-3-1 利用停止請求（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）</p> <p>第 98 条第 1 項 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>第 1 号 第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>第 2 号 第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>(1) 利用の停止又は消去の請求（第 1 号）</p> <p>「第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。法第 61 条第 3 項に違反して、当初の</p>	

審査基準・処分基準

利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用目的の対象となる。

「第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により保有個人情報を利用している場合をいう。

「第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

「第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき」とは、目的外利用ができる場合に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(2) 提供の停止の請求（第 2 号）

「第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき」とは、目的外提供ができる場合に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

「第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」とは、必要な安全管理措置が講じられていないにもかかわらず、外国にある第三者に利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合や、本人の同意を得る際に適切な情報提供を行っていない場合等をいう。

6-3-2-1 利用停止請求書の内容の確認（法第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項）

(1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

(2) (略)

(3) 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の利用停止請求であるかどうか。

(4) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

(5) (略)

(6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

(7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

利用停止請求の趣旨の記載については、「〇〇の利用を停止せよ。」、「〇〇を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのかが明確となっているか確認する。

なお、例えば、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができる（法第 98 条第 1 項第 2 号）が、保有個人情報の消去を求ることはできない。そのような請求があった場合には、利用停止請求者に対して補正を求める。また、当該提供を受けた提供先に対して保有個人情報又は保有個人データが適法に取得されたものではないことを理由として当該保有個人情報又は保有個人データの消去及び利用の停止を求めることが可能であると考えられる場合には、その旨を教示する。

利用停止請求の理由の記載については、当該請求を受けた行政機関等が事実関係を確認するために必要な調査を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条）

法第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するためには必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

審査基準・処分基準

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

- ① 行政機関等による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
- ② 行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報が、法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうかが判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第100条ただし書）。